

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年9月18日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**厚生年金保険関係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900025 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900030 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 28 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、請求期間については、事業主が、年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 2 月 4 日付で標準報酬月額の訂正届を提出したため、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたところ、事業主は、平成 28 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 2 月 4 日に年金事務所に提出したため、当該期間の標準報酬月額は 62 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されている。

また、事業主から提出された、給与総支給額が記載されている「賃金台帳一覧」（写）及び現物給与額が記載されている「社会保険料誤りについて」（写）により、給与総支給額に現物給与額を加算した場合における、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、62 万円であると認められるものの、「賃金台帳一覧」（写）に記載されている、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、56 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

ずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記のとおり、「賃金台帳一覧」(写) 及び「社会保険料誤りについて」(写) に基づく、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額(62万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(56万円)を上回るもの、「賃金台帳一覧」(写)において、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(56万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900026号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月1日から平成29年2月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、請求期間については、事業主が、年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月21日付で標準報酬月額の訂正届を提出したため、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成27年12月から平成28年6月までは47万円、同年7月から平成29年1月までは53万円と記録されていたところ、事業主は、平成27年12月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成28年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎（訂正）届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出（年金事務所の受付日は平成31年2月22日）したため、当該期間の標準報酬月額は平成27年12月から平成28年8月までは56万円、同年9月から平成29年1月までは59万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されている。

また、事業主から提出された、給与総支給額が記載されている「賃金台帳一覧」（写）及び現物給与額が記載されている「社会保険料誤りについて」（写）により、給与総支給額に現物給与額を加算した場合における、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成27年12月は56万円、平成28年1月から平成29年1月までは59万円であると認められるものの、「賃金台帳一覧」（写）に記載されている、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成27年12月から平成28年6月までは47万円、同年7月

から平成 29 年 1 月までは 53 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、上記のとおり、「賃金台帳一覧」（写）及び「社会保険料誤りについて」（写）に基づく、請求者の請求期間に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 27 年 12 月は 56 万円、平成 28 年 1 月から平成 29 年 1 月までは 59 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 27 年 12 月から平成 28 年 6 月までは 47 万円、同年 7 月から平成 29 年 1 月までは 53 万円）を上回るもの、「賃金台帳一覧」（写）において、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 27 年 12 月から平成 28 年 6 月までは 47 万円、同年 7 月から平成 29 年 1 月までは 53 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正是認められない。